

告 示

埼玉県告示第千百十九号

埼玉県議会平成二十二年六月定例会において議決された平成二十二年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成22年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

平成22年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,211,311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,682,621,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,545,250	204,115	3,749,365
	2 負担金	3,341,878	204,115	3,545,993
9 国庫支出金		163,368,356	398,718	163,767,074
	2 国庫補助金	42,223,561	398,718	42,622,279
12 繰入金		115,829,118	5,306,718	121,135,836
	2 基金繰入金	102,884,112	5,306,718	108,190,830
14 諸収入		44,881,350	301,760	45,183,110
	4 受託事業収入	3,512,173	301,545	3,813,718
	7 雑収入	8,350,788	215	8,351,003
15 県債		337,465,000	0	337,465,000
	1 県債	337,465,000	0	337,465,000
歳入	合計	1,676,410,000	6,211,311	1,682,621,311

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		104,937,562	98,254	105,035,816
	1 総務管理費	27,604,296	10,945	27,615,241
	2 企画費	10,077,675	6,352	10,084,027
	3 県民費	7,994,564	2,982	7,997,546
	4 環境費	11,527,783	43,566	11,571,349
	5 徴税費	30,473,789	2,083	30,475,872
	8 防災費	3,909,571	32,326	3,941,897
3 民生費		256,026,293	932,847	256,959,140
	1 社会福祉費	188,522,185	387,833	188,910,018
	2 児童福祉費	56,292,992	129,207	56,422,199
	3 生活保護費	11,210,667	415,807	11,626,474
4 衛生費		54,570,246	18,848	54,589,094
	1 公衆衛生費	24,985,041	13,614	24,998,655
	2 環境衛生費	1,549,250	5,234	1,554,484
5 労働費		9,355,458	1,414,584	10,770,042
	1 労政費	6,233,940	1,414,584	7,648,524

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		25,071,341	128,394	25,199,735
	1 農業費	7,521,712	38,865	7,560,577
	4 林業費	5,240,845	89,529	5,330,374
7 商工費		20,570,320	93,682	20,664,002
	1 商工業費	20,375,937	46,637	20,422,574
	2 観光費	194,383	47,045	241,428
8 土木費		128,448,692	3,364,400	131,813,092
	1 土木管理費	12,293,418	12,128	12,305,546
	2 道路橋りょう費	49,431,883	1,675,335	51,107,218
	3 河川費	36,189,249	629,773	36,819,022
	4 都市計画費	23,431,871	1,047,164	24,479,035
9 警察費		144,425,369	150,689	144,576,058
	2 警察活動費	12,389,525	150,689	12,540,214
10 教育費		557,507,795	9,613	557,517,408
	8 社会教育費	4,756,050	9,613	4,765,663
歳出	合計	1,676,410,000	6,211,311	1,682,621,311

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単自治山事業	113,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	88,000		(補正前に同じ。)	
治山事業	167,000	同上	同上	同上	196,000		(同上)	
地すべり防止事業	81,000	同上	同上	同上	77,000		(同上)	

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独河川改修事業	7,130,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	6,960,000		(補正前に同じ。)	
河川事業	6,603,000	同上	同上	同上	6,773,000		(同上)	
県単独砂防事業	359,000	同上	同上	同上	340,000		(同上)	

砂 防 事 業	335,000	同	上	同	上	同	上	354,000	(同	上)
---------	---------	---	---	---	---	---	---	---------	---	---	---	---

告 示

埼玉県告示第千百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人埼玉県愛瓢会
- 三 代表者の氏名
棚瀬 静夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市上新井四丁目三十六番地の二十七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県の一般市民に対し、瓢箪の愛好、普及指導にあたり瓢箪文化の向上に関する事業を行い、埼玉県の一般市民の充実した余暇活動およびまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉教育技術研究所

三 代表者の氏名

長谷川 博之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市三本六六五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県を中心とした教員や教員志望の学生に対し、教科指導力及び生徒指導・学級経営についての学習会を行い、その技術の伝達・共有をするとともに、その技術の向上を図る。また、就学児童・生徒の保護者に対し、学習技能の向上・家庭教育力の向上を目指しそのサポートを行うとともに、伝統文化の継承、及び地域活性化につながる活動の紹介及び普及を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
手術器材 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター管財・用度担当 埼玉県上尾市西貝塚
148番 1
- 3 落札者を決定した日
平成22年 6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヘルス 埼玉県所沢市弥生町2992番地 3
- 5 落札金額
51,164,715円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年 5月 7日

告 示

埼玉県告示第千百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

高坂ファッションモール

東松山市東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画整理事業地内

三十 十六街区二画地

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年四月四日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千五百一十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 六二立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後九時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十二年八月三日

二 縦覧期間

平成二十二年八月十三日から平成二十二年十二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年八月十三日から平成二十二年十二月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）狭山市駅新商業施設

狭山市入間川一丁目二千七百九十二番地の一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

西武鉄道株式会社 代表取締役 白山進

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者
未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年五月一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千九百二十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 一箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十二年七月二十八日

二 縦覧期間

平成二十二年八月十三日から平成二十二年十二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年八月十三日から平成二十二年十二月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武狭山ステーションビル

狭山市祇園四番五十五号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

西武鉄道株式会社 代表取締役 白山進

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十一年三月二十日

告示

埼玉県告示第千百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マミーマート蓮田山ノ内店

蓮田市山ノ内四番二の一部

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

東松山市本町二丁目二番四十七号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年四月六日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千九百八十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二一立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前〇時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十二年八月五日

二 縦覧期間

平成二十二年八月十三日から平成二十二年十二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年八月十三日から平成二十二年十二月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川里中央土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	秋 山 元 治	鴻巣市屈巣三五七〇番地

告 示

埼玉県告示第千百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里西部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
監 事	並 木 忠 男	児玉郡上里町大字勅使河原八六九番地一

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

平成二十一年埼玉県告示第千六百四号で公示した公共測量（三級基準点測量）は、平成二十二年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百二十号

平成二十一年埼玉県告示第千二百二十九号で公示した公共測量（道路計画図作成）は、平成二十二年六月二十四日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県東松山県土整備事務所長吉田耕三から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百三十一号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

二 作業期間

平成二十二年八月二日から平成二十三年二月二十五日まで

三 作業地域

比企郡小川町、比企郡ときがわ町

告 示

埼玉県告示第千二百三十二号

測量計画機関の長である埼玉県大里農林振興センター所長福田和明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県大里農林振興センター

二 作業種類

公共測量（確定測量 畑地帯総合農地整備事業）

三 作業地域

熊谷市妻沼小島地内

四 作業期間

平成二十二年七月二十六日から平成二十三年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十三号

測量計画機関の長である鴻巣市長原口和久から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（鴻巣市都市計画支援システム整備業務）

三 作業地域

鴻巣市全域

四 作業期間

平成二十二年六月二十九日から平成二十三年十二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十四号

測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（公共三級基準点復旧 一点）

三 作業地域

川口市戸塚地区

四 作業期間

平成二十二年七月二十日から平成二十二年八月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十五号

測量計画機関の長である新座市長須田健治から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（街区確定測量）

三 作業地域

新座駅北口土地区画整理事業地域

四 作業期間

平成二十二年七月九日から平成二十三年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十六号

測量計画機関の長である三芳町長鈴木英美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三芳町

二 作業種類

公共測量（数値地形図修正）

三 作業地域

三芳町大字藤久保地内外

四 作業期間

平成二十二年七月二十二日から平成二十二年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十七号

測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

伊奈町中部特定土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十二年八月三日から平成二十三年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十八号

測量計画機関の長である日高市長大沢幸夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図等作成）

三 作業地域

日高市全域

四 作業期間

平成二十二年七月六日から平成二十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十九号

測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

川口都市計画事業芝東第六土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十二年七月三十日から平成二十三年三月二十五日まで

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年八月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

一 道路の種類 県道

二 路線名 上尾久喜線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
南埼玉郡白岡町大字下大崎字円明一 六番三地先から同郡同町大字篠津字立 野九九一番一地先まで			区 間
二・〇〇〇 四・三〇〇	六・〇〇〇 一一・〇〇〇	五・〇〇〇 一一・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一八九・〇〇	一二二六・〇〇		延 長 (メートル)
置 根金小橋架換えに伴う 歩行者専用迂回路の設			備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年七月二十一日

指令川建セ第二二〇〇三一〇号

二 検査済証番号

平成二十二年八月六日

川建セ第二二〇〇四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字正直字稻荷町六二〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字上伊草一七八二一 プレステージ・サクラ101

吉岡 勉・美菜子

告示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

認定番号	第一号
認定年月日	平成二十二年八月九日
対象区域	草加都市計画事業 三郷中央一体型特定土 地区画整理事業区域内 一二七街区○一画地
公告に係る対象区域等を縦覧 に供する場所	埼玉県越谷建築安全センター

告示

埼玉県病院事業告示第一号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表中

診療及び検査の項第五号	診療及び検査の項第五号
-------------	-------------

を

診療及び検査の項第五号	診療及び検査の項第五号
-------------	-------------

に改め、「H i b（ヒブ）」

― 一件につき 七、九一〇円」を

「H i b（ヒブ）
ヒトパピローマ（子宮

一件につき 七、九一〇円

一回につき 一五、七八〇円」

に改める。

頸がん）

雑 報

埼玉県環境影響評価技術審議会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。

平成二十二年八月十三日

埼玉県環境影響評価技術審議会

一 開催日時

平成二十二年八月三十一日（火）十三時から

二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目十番二十二号

市民会館うらわ 六 三・六 五集會室

三 議題

イ 彩の国資源循環工場第 期事業に係る環境影響評価準備書について

ロ （仮称）久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、埼玉県環境影響評価技術審議会の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

傍聴の手続は抽選とする。ただし、定員に満たない場合には抽選は行わない。

六 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境影響評価技術審議会事務局（埼玉県環境部環境政策課環境影響評価担当）

電話〇四八（八三〇）三〇四一

正 誤

埼玉県告示第千九十三号（平成二十二年八月六日第二千二百七号）中訂正

ページ 行

三 上から二十六

誤

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 9 月 22 日（水）午前 11 時
まで

正

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 9 月 21 日（火）午後 5 時
まで

正 誤

埼玉県告示第八百六十号（平成二十二年六月十五日第二千九十二号）中訂正

ページ 行

一 前から三

誤

平成二十二年六月十一日

正

平成二十二年六月十五日

ページ 行

一 前から五

誤

平成二十二年六月十一日

正

平成二十二年六月十五日

正 誤

埼玉県告示第八百六十一号（平成二十二年六月十五日第二千百九十二号）中訂正

ページ 行

一 前から三

誤

平成二十二年六月十一日

正

平成二十二年六月十五日

ページ 行

一 前から五

誤

平成二十二年六月十一日

正

平成二十二年六月十五日